

課税免除の対象となる施設（製造業）

	施設	対象
工場と同じ棟	製造および製造関連施設	
	製造のライン	○
	製造工程の一部である試験検査施設	○
	従業員食堂（厨房を除く）・休息室・更衣室	○
	製造工程以外の試験検査施設	△
	梱包作業場	△
	出荷作業場	△
	事務室	△
	事務室の従業員用の食堂・休息室・手洗い	△
	倉庫（作業場でも製品・部品置き場の部分は倉庫とみなす）	△
	製造関連でないもの	
	営業部分の事務室	×
	営業に関連・付随する部屋等（ショールーム）	×
	食堂等テナントに貸し付けている施設	×
工場と別棟	機械室（工場用の耐用年数を用いるものに限る）	○
	工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

- 1 製造の用に供する施設（○印）のみが対象となります。
ただし、1棟のうちに製造の用に供する施設以外のものがある場合は、建物面積のうち○印の施設の面積が50%以上である場合には、製造関連施設（△印）も対象となります。50%未満の場合は、○印の施設のみが対象となります。
- 2 ×印の施設は対象外です。

課税免除の対象となる施設（旅館業）

施設		対象
旅館と同じ棟	旅館用施設および旅館関連施設	
	客室	○
	フロント・事務室	○
	浴室・サウナ室	○
	添乗員室	○
	配膳室・厨房・パントリー	○
	リネン室・倉庫	○
	宴会場	○
	レストラン・ラウンジ・喫茶コーナー	○
	バー・ディスコ・プール・アスレチック室	○
	その他宿泊客が利用する施設	○
	旅館関連でないもの	
	結婚式場	×
	居宅	×
旅館と別棟	スキースクール受付・控室等スキー場の関連施設	×
	キャディー室（トイレ等を含む）・カート置場等ゴルフ場関連施設	×
	機械室（旅館用の耐用年数を用いるものに限る）	○
	旅館の構内にある守衛所・詰所等（同上）	○
	車庫・浄化槽上屋等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
旅館と別棟	職員宿舎	×
	倉庫	×

1 ×印は面積の如何にかかわらず、対象になりません。